

保された私債権については、従前よりもその保護が厚くなつたのであります。が、一般の労務者が使用者に對して有する報酬支払い請求の債権、すなわち賃金債権及び賃金債権に関する問題は単に租税に対する優先権によつて解決すべき問題ではなく、直接の第一段階としては、他の一般の私債権とこれらとの相互間におきまする優先関係についてむろ多くのが問題があり、このように現行私法体系に重要な本案の趣旨であります。

以上申し述べましたところが三法案のそれぞれに対します附帯決議案及びこれを付すべしとする趣旨の弁明であります。何とぞ満場一致御賛同あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○鈴木委員長 これより討論に入ります。討論の通告がありますので順次これを許します。阪上安太郎君。

○阪上委員 私は、ただいま議題となりました地方税法等の一部改正法案、これの原案並びに委員会修正案等に対しまして反対の意見を展開いたしたいと思います。

まず最初に、ものの順序といたしまして、自民党的選挙公約と減税問題の推移の跡をしばらくたどつてみたいと思います。昨年春の総選挙目当てに、自民党がいわゆる七百億円の減税公約をうたつたのであります。しかしながら

ら、実際作業に当つてみると、地方財政の現状というものは、政府与党が考へておつたようななまやさしいものではなかつた。すなわち地方は年々積み重ねられましたところの赤字がようやく解消するという系口を見出した程度でありまして、单年度において辛うじて形式的に收支を合わせることができた団体といふものが大部分でございます。学校、道路、橋梁、河川等の維持補修、こういったものはきわめて不完全なものであります。いわゆる行政水準の低下と超過課税、法定外普通税の課税による住民負担、そういういた犠牲の上に最低限度の財政を維持していくにすぎないといふことがいえるのであります。従つて、このよくな減税公約は最初から無理があつた。ここで政府与党は、当初のこの減税公約より大幅に後退いたしまして、結局初年度一百一億円、平年度二百三十五億円といふ小規模の減税案に廻し去つたわけになります。同時にまた、そこには政府与党の地方自治の本旨及び地方財政の現状に対する理解と認識が欠如をしました。

○阪上委員 私は、ただいま議題となりました地方税法等の一部改正法案、これの原案並びに委員会修正案等に対しまして反対の意見を展開いたしたいと思います。

まず最初に、ものの順序といたしまして、自民党的選挙公約と減税問題の推移の跡をしばらくたどつてみたいと思います。昨年春の総選挙目当てに、自民党がいわゆる七百億円の減税公約をうたつたのであります。しかしながら

題については、常々目下検討中、こういう逃げ口上に終始いたしまして、毎年思いつきの行き当たりばったりの減税債の発行、交付公債の発行等、全く形骸化をしてきました。そのあぐくの果てが、それでおりません。もつとも、この問題は単に租税に対する優先権によつて解決すべき問題ではなく、直接の第一段階としては、他の一般の私債権とこれらとの債権との相互間におきまする優先関係についてむろ多くのが問題があり、このように現行私法体系に重要な本案の趣旨であります。

以上申し述べましたところが三法案のそれぞれに対します附帯決議案及びこれを付すべしとする趣旨の弁明であります。何とぞ満場一致御賛同あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○鈴木委員長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので順次これを許します。阪上安太郎君。

○阪上委員 私は、ただいま議題となりました地方税法等の一部改正法案、これの原案並びに委員会修正案等に対しまして反対の意見を展開いたしたいと思います。

まず最初に、ものの順序といたしまして、自民党的選挙公約と減税問題の推移の跡をしばらくたどつてみたいと思います。昨年春の総選挙目当てに、自民党がいわゆる七百億円の減税公約をうたつたのであります。しかしながら

果地方自治体は、さらにその財政欠陥を地方住民に転嫁するというあの悪循環を繰り返しておる、そして税外負担とか超過課税とかいうような形で大衆を収奪する状態になつております。最近非常に熾烈化して参りました中小企業の事業税の撤廃あるいはトラック、バス業者等の揮発税、軽油引取税の増税反対の運動、農村における固定資産税の負担過重の問題、飲食、宿泊等に対する遊興飲食税の軽減の問題等々、いずれもこのような収奪課税に対する大衆の抵抗・反発である、われわれはかように見ておる。こういった国民大衆のやむにやまれぬ現実の要求と、地方政府の貧困からくるこれまたやむにやまれぬ現実の要求との板ばさみになつた政府与党は、御案内のように、ついに公約減税から思いつき減税、そしてよろめき減税へと転向したのであります。そこにはもはや国民大衆の期待に沿う何らの措置も見出しえないと、今回の減税案でござります。私は、このような今次改正案の基本的な錯誤に反対する第一点でございます。

次に、その個別的な内容について多くの問題があるので、われわれ日本社企の要求と照らし合せて批判を加えたいと思います。

まず事業税でありますが、法人事業税のうち五千万円以下の分については、もう思い切って二割引き下げるべきである。もしそれが個人事業税とのバランスがそれぬということであれば、すなばば、さらに個人事業税の税率を引き下げるによつて、労働所得の

性格を持つ零細業者の負担を軽減すべきである。大企業に厚く零細企業に薄いやり方は許されません。また固定資産税については、制限税率の引き下げのほかにさらに税率を引き下げるべきである。農地や下級住宅、こういったものに対する負担をさらに軽減すべきである。軽油引取税の増税は現段階においては実施すべきでない。こうわれわれは考えております。地方の通路財源が国の道路は、米国その他の戦勝国と異なり、戦争によつて徹底的に破壊されたものであります。ゆえに、むしろ國の蓄積財源等によつて負担すべきものである。いわんや、運賃値上げを誘因するがごとき大衆輸送をすべきものでは断じてないとわれわれは考えます。遊興飲食税は、その免税点をさらにつけるべきであるとわれわれは考える所以であります。お銚子一本が地獄と極楽の境になるというようなことはではない。(笑声)次に入場税でありますが、これは現行では譲与税であるけれども、当初からもはや譲与税の価値を失つているものであります。すなわち、今日では取り上げたそのままで地方に還元しているのでありますから、すみやかにこれは地方税に移管すべきである。またその課税の状態は、低い料金のものほど高率となつてゐることは不思議であり、納得ができません。電気ガス税でござりますけれども、非課税措置については特定の大企業のみその恩典に浴せしめて、そのしわ寄せを一般消費者に転嫁している現況は好ましくありません。この際これを廃止

して、そのよつて来だるところの税源によって一般消費者の税率を引き下げるべくその負担を軽減すべきであるとわれわれは考えます。

地方税減税による減収補てんはきわめて重大な問題であり、かつこれは先刻申し上げましたような地方団体側と地方住民との減税に対する矛盾を解決するキーポイントであります。減税による補てんは独立税源を与えることと交付税の増率によりまかうことと主張するのでありますし、その意味において消防の税外負担を解消するために消防施設税をすみやかに創設することと、住民税の三十五年以降の減収に対し、たゞ消費税等の引き上げによつてこれの措置を講じておくこと、租税特別措置法をすみやかに整理すること、非課税規定をすみやかに整理すること、その他交付税の税率の繰入率をさらに二%引き上げ、百分の三十まで持っていくこと、税外負担を交付税の算定に計上すること、臨特法の有効期限を三ヵ年さらに延長すること、こういった税財政全般の措置によつて減収補てんを推し進めることが今回の減税のキー・ポイントだと繰り返してわれわれは申し上げたいのです。

以上申し上げましたように、個別的にながめてみましてもいろいろな問題点がございます。今回の地方税法の改正案といふものは、これは全く地方に対する押しつけ減税案であります。何ら一貫性のないよろめき減税案において断じて承服することができません。國は、あり余つの財源で左うち

は断じて許すことができません。けれども、地方自治体は、不足した財源でもつときゅうきゅうとして泣きの涙で政治をやつておる。こういう状態は断じて許すことができません。

以上申し上げましたような諸点について、われわれは納得することができますので、はなはだ遺憾ながら今回の地方税法等の一部を改正する法律案並びに修正案に対し反対をするものでございます。(拍手)

○鈴木委員長 渡海元三郎君。

○渡海委員 私は自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法の一部を改正する法律案については賛成、地方税法等の一部を改正する法律案につきましては、わが党提出の修正案、修正部分を除く原案に賛成の討論を行いたいと思ひます。

地方団体の財政事情は、政府の相次ぐ措置によりまして漸次好転のきざしを見せておるのでございますが、その内容をしさいに検討いたしましたならば、ただいま阪上委員が仰せになります、ただいま阪上委員が仰せになります。した通り、税外負担が二百五十億以上に上り、また地方債は累増いたしまして六千億以上にも達しておる状態であります。眞の健全化に至るにはまだまだ道が遠いということは私たちもこれをよく承知しなければならない実情でも事実でございまして、これらの軽減措置を望む声は強く呼ばれておるのでござります。このような状態を勘案いたしまして、私たちはさつきの総選挙

のでござります。今討論の中で、自民党は大企業に奉仕すると言われました
が、私たちが公約いたしました減税の合理化を行なうとともに、国及び地方の
公約は、低額所得者の税負担の軽減を訴え、国税、地方税を通じ税制の軽減
税源配分の調整をはかる、かく公約いたのであります。しかして今回の
この二法案の改正というものは、この
公約を最も忠実に実行に移したもので
あると私は賛意を表するにやぶさ
かではないのでござります。(拍手)す
なわち地方税におきましては、初年度
事業税を中心といたしまして百一億
円、平年度末に二百三十五億に及ぶ低
額所得者の減税をはかる一方、交付税
法におきまして交付税率の一%の引き
上げを行なって、この減税によるところの影響を最小限に食いとめんと意図
しておりますのであります。

ういうふうな措置になつておるのでございます。この制度によりまして、私は、従来悪税という呼び声の高かつた事業税も、零細なる事業者あるいは中小企業者にとつても、あるいは免税あるいは極度の減税という恩典に浴することができ、多大の福音として迎えられるものと確信をいたしておりますのでございます。この点に關しまして、一而法人事業税について一率二%減税といふがことき案も主張されておつたの点は廃止して、いわゆる減税公約に掲げた通り中小企業者の減税にとどめられた本案に対しては、私は強く賛意を表するものでございます。

次に固定資産税についてでございますが、今回零細なる資産の所有者の負担を軽減するために、土地家屋並びに償却資産についてそれぞれ免税点の引き上げを行なつておられます、この処置を通じまして二百万に余る多數の人々が免税の恩典に浴するのでございまして、適切なる措置と考えるものでございます。また制限税率を一・五%から一・一%に引き下げを行なつておられるのでございます。現在最高の制限税率を用いております地方は、主として北海道並びに東北地方でございますが、このような大きな制限税率一ぱいの税金というものが、その地方の住民にとって非常に過重であるといふことは言うまでもないところであります。今回この制限を引き下がられたその地方の事業経営にも、あるいは農業経営にも非常な負担となつておることは申すまでもございません。また、その地方の事業経営にも、あるいは農業経営にも非常な負担となつておることは言つまでもないところであります。今回この制限を引き下がられたのでございますが、これによつて住民

の負担が軽減されることは言うまでもなく、また北海道、東北等最も産業開発を必要とする地方にとって、産業開発という点からも非常に貢献するものと私は強く期待をしておるのでござります。ところが、この地方は貧弱な町村が多く、このためにほかに税収の道もなく、やむなくこのようない制度を行なつておられるのでございますが、この実情にかんがみて、政府は、三十四年度はさしあたり起債をもつてその減収を補てんするということをいたしておりますが、まことに適切な処置であると思うのでござります。願わくばは、この減収の補てん制度等を確立して、三十五年度以降におきましてもその措置が行われますよう、もつてこれら市町村の財政運営に不安なからしめられんことを強く要望いたすものでござります。

次に軽油引取税でございますが、道路の画期的な充実をはかるために政府は五ヵ年計画を立てられました。国の予算も大へんふえておるのでありますて、地方負担もまた当然ふえることはございます。この増加する財源の一部をまかなうために軽油引取税を増徴されておるのでございますが、私は、やむを得ない措置であると了承するにはやぶさかではないのでござります。しかししながら、政府案は一挙に五割の引き上げを計画しておられるのでございますが、このような急激なる引き上げというものには、とうてい私どもは了承しかねるのでござります。ただいま顧類委員より提案理由の説明を申し上げました通り、日なお浅い創設の事情等にもかんがみまして、わが党提出の

修正案、すなはち二書引き上げを最も妥当なものと考えるのでございます。なお、これらの減収の補てんとして、政府は、先ほど申しましたように、交付税法におきまして一%の引き上げを行なつておられます。多々ます弁ございまして、社会党の唱えておられる交付税率でございますが、国家財政の事情等を勘案いたしまして、私はやむを得ないものであると考えるのでございまして、社会党の唱えておられます一・五%引き上げて一挙に三〇%に持つていくということに対しましては、国家財政の事情からもとうてい至難と考えられるものでございまして、直ちに同意しがたいのでござります。また、交付税法改正に当たりまして、いわゆる地方団体間の財源を均衡化するためにとられた措置でございますが、これに対しましては種々議論がございましたが、言われたような特別恩容補正の額を非常に増大せよ、こういうふうな不合理な議論は排されまして、また基準財政収入額算定において税収の算定の税率を引き上げて九割ないし八割にしろといったような地方自治の精神に反するような議論も断固これをとられるところなく、最も合理的な基準財政需要額の算定方式において、いわゆる富裕団体と貧弱団体との間の補正係数の差を最も緩和することによって、その算定方式を変えておられるのでございますが、最も合理的なかつ適切妥当なる方法と考え、賛意を表するものでございます。

○鈴木委員長　これにて討論は終局いたしました。

次に採決に入るのですが、この際、念のため採決の順序について申し上げます。まず地方税法等の一部を改正する法律案につき、本案に対する修正案について採決をし、次に修正部を除く政府原案について採決し、次に地方交付税法の一部を改正する法律案について採決し、次に地方税法の一部を改正する法律案について採決し、次に三法律案に対しそれぞれ附帯決議を付すべしとの動議について採決いたします。

それで、これより採決に入ります。

地方税法等の一部を改正する法律案について採決いたします。まず、額額彌三君外十八名提出にかかる本案に対する修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鈴木委員長　起立多數。よって本修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除いた政府原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鈴木委員長　起立多數。よって修正部分を除いては原案の通り決しました。

右の結果、地方税法等の一部を改正する法律案は修正議決されました。

次に地方交付税法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○鈴木委員長 起立多數。よって本案は原案の通り可決いたしました。

次に、地方税法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○鈴木委員長 起立総員。よって本案は全会一致をもつて原案の通り可決いたしました。

次に三法律案に対しそれぞれ附帯決議を付すべしとの動議について採決いたします。本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○鈴木委員長 起立総員。よって全会一致をもつて三法律案に対しそれぞれ附帯決議を付することに決しました。

この際、本日議決いたしました三法律案に関する委員会報告書の作成についてお諮りいたします。これは先例によりまして委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 御異議なしと認めます。よってそのように決しました。

○鈴木委員長 次に、消防法の一部を改正する法律案を議題とし、政府委員より補足説明を聴取することといたします。鈴木国家消防本部長。

○鈴木(琢磨)政府委員 先般提案理由の説明がありました通り、危険物の規制にあります。鈴木国家消防本部長。

この改正法律案は、提案理由の説明

関する部分について改正しようとするものであり、第三章の各条文についての一部改正及びこれに関係ある部分についての罰則の改正と、経過措置を定めた附則からなっておられます。改正に当つての考え方といたしましては、危険物の規制に関する行政は、その危険性及び慎重な取扱いを必要とする点について比較的類似しておりますところの火薬及び高圧ガスの取締りと同様の考え方をとり、本来國の行うべき行政として都道府県知事及び市町村長に委任することとして、改正前の法律がその実施規定を市町村条例にくだねておりました点を改め、内容を合理化してこれを法律またはこれに基く命令に規定することといたし、規制の要領もおむね火薬類取締法に準じて行うことといたしたのであります。

以下条文の順序に従つて御説明を申し上げます。

第十条の一部改正は、危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所の位置、構造及び設備について、市町村条例で制限を定めておりました点を改め、これを危険物による火災等の災害の防止を中心とした技術上の基準として政令で定めることとするとともに、製造所等においてする危険物の貯蔵または取扱いの方法も政令で定める技術上の基準に従つて行わせることといたしました。

第十一條の改正は、危険物の取扱いの時間制限を定めている現行規定した製造所等の設置及び変更の許可には、現下の經濟情勢にそぐわない点がありますので、これを削除することといたしました。その内容は、製造所

等の設置及び変更の許可については、消防本部及び消防署を置いていないため危険物の規制に関する行政を行う有効な消防吏員がない市町村の区域にあっては都道府県知事がこれを行なうこととして、危険物に関する規制を一そろ徹底せしめることとしたこと及び第十三条第四項の技術上の基準を許可及び使用開始前の完成検査の基準として用いることとしたほか、製造所等の譲渡または引き渡しが行われた場合における許可を受けた者の地位の承継について規定いたしました。

第十二条は、製造所等の位置、構造及び設備を前述の技術上の基準に適合するよう維持管理すべきこと及び適合していないときの措置命令について規定し、第十二条の二は、製造所等における安全を確保するための措置としてこの法律の規定に違反した場合における製造所等の使用停止命令を、第十二条の三は製造所等の用途を廃止した場合における届出について規定いたしました。

第十三条ないし第十三条の二は、危険物取扱主任者及びその免状、試験について改正をはかった規定であります。まず第十三条は、危険物取扱主任者についてはその資格を市町村条例で定めておりました点を改め、危険物取扱主任者免状の交付を受けている者と規定し、あわせて製造所等における危険物取扱主任者の職務及び選任、解任等の手続を明確にいたしました。第十三条の二においては、危険物取扱主任者免状についてその種類を甲種及び乙種の二として、都道府県知事の行う危険物取扱主任者試験に合格した者に対して都道府県知事が交付することと

し、免状交付の欠格条件及び返納命令を規定したほか、免状の書きかえその他免状の取扱いに関する事項を政令で定めることとし、第十三条の三は、都道府県知事の行う危険物取扱主任者試験について、その内容、種類及び受験資格等を明確にいたしました。

第十四条は、映写技術者の免状の交付及び試験等について危険物取扱主任者に準じて行うように改正し、第十五条は映写室の構造及び設備について市町村条例で定めておりました点を改めて、政令でその技術上の基準を定めることといたしました。

第十六条乃至第十六条の六は、現行の第十六条が本章の雑則的規定として、危険物の取扱いについて大幅に市町村条例にゆだねていること及び適用除外を規定しておりました点を改めて、まず第十六条は危険物の運搬に関する事項についての技術上の基準を定めることとし、第十六条の六は、危険物取扱主任者等の試験の適正な実施と円滑な運営をはかるため都道府県に試験委員を置くこととし、第十六条の三は、製造所等の設置または変更の許可及び完成検査、危険物取扱主任者等の試験及び免状の交付等を受けるようとする者の手数料の納付について規定し、第十六条の四是、危険物の貯蔵または取扱いに伴う火災の防止のための立ち入り検査について規定し、第十六条の五は、消防本部及び消防署の設置または廃止に基く危険物規制に関する行政庁の変更に伴う経過措置について規定し、第十六条の六は、本章の適用除外について整備いたしました。

は、以上の改正に伴い、新たに法律による規制、危険物取扱主任者等の試験及び免状について従来の制度から相当大幅に改正することとなっております。規定されることとなつた事項の違反に関する罰則について、市町村条例の規定違反に科せられて いる罰則との関連において整備するものであります。

別表につきましては、危険物に属するもののうち、動植物油類について、不燃性容器に収納密栓され、かつ貯蔵保管中のものは、その性状よりして危険性が少ないのでこれを除外し、塗料類等数種の危険物の混合したものについてはその性状に即した規制を行うべく、それぞれ運用について合理化をはかることといたしました。

附則につきましては、改正前の規定による市町村条例に基いてなされた許可その他の処分及び手続はこの改正法による処分及び手続とみなすとともに、改正前の規定による市町村条例で定める資格を有していた危険物取扱主任者等の資格の継続化をはかるための経過措置、並びに市町村条例が制定されていない市町村が相当数ありますので、これらの市町村の区域にある製造所等についての設置許可等に関する経過措置、及びこれらの区域において法律上の資格がなくて事実上危険物取扱主任者等の職務を行っている者についての資格等に関する経過措置、その他の法律の施行時期を公布の日から起算して六月をこえない範囲で政令で定める削除に伴う自衛隊法の一部改正等をはかることといたしました。なお、この法律の施行時期を公布の日から起算して六月をこえない範囲で政令で定める日といたしましたのは、危険物に関する規制、危険物取扱主任者等の試験及び免状について従来の制度から相当大幅に改正することとなっておりますの

及び市町村、この法律による規制を受ける製造所等の関係者等に対し、この法律の改正の趣旨その他事務の取扱いについて周知徹底をはかつて準備をせしめる必要があり、また、この法律の改正に伴う政令その他の命令等を慎重に検討準備する期間も必要であり、あわせて相当長期間を要するものと考えたからであります。

以上、この法律案の主要な点についてその概略を御説明申し上げた次第であります。

第一類第二號

に諮ることなく、委員長において指名するよう御一任願つておきたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 御異議なしと認めます。よってそのように決しました。

本日は、これにて散会いたします。

午前十一時四十二分散会

〔参考〕

地方税法等の一部を改正する法律案
(内閣提出第一五三号)に関する報告書

地方交付税法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一六六号)に関する報告書

地方税法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一七七号)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕